### ふくしま企業脱炭素化支援事業補助金 Q&A

その他のQ&Aについては、環境省脱炭素地域づくり支援サイトの「よくある質問」をご覧ください。

https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab-grants

#### 問1 導入する高効率設備の注意点は。

導入する高効率設備は、各種法令に遵守した設備であること、商用化され、 導入実績があることが必要です。また、中古の設備は交付対象外となります。

## 問2 高効率照明機器を導入する際の注意点は。

調光制御機能を有する LED のみが交付対象となります。調光制御機能を有する LED とは、以下のいずれかの機能を有する LED のことを指します。

- ①スケジュール制御(予め設定したタイムスケジュールに従い、個別回路、グループ化又はパターン化した回路を自動的に点滅又は調光制御する機能)
- ②明るさセンサによる一定照度制御 (明るさセンサからの信号により、予め設定した照度に調光制御する)
- ③在・不在調光制御(人感センサ又は微動検知人感センサからの信号により、 予め設定した個別回路を点滅又は調光制御する)

# 問3 高効率空調機器及び高効率給湯機器における「従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの」を確認する方法は。

「環境省地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (令和7年3月改訂)」に基づき計算ファイル(F.省エネ設備用)を活用し、 御確認ください。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\_local/gbhojo.html

#### 問4 既存設備の撤去費は交付対象経費に含まれるか。

既存設備の撤去費は交付対象外となります。

## 問5 本補助金により導入した高効率設備の省 CO<sub>2</sub> 効果を J-クレジット制度 に登録できるか。

本補助金により導入した高効率設備の法定耐用年数を経過するまでの間、 J-クレジット制度に登録することはできません。

また、県の実施する「ふくしま省エネ(LED 照明等)J-クレジットクラブ」への参加もできません。

問6 補助対象経費からの消費税額の除外についてどのようにすればよいか。

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下「消費税」という。)が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税の確定申告時に、仕入控除した消費税等相当額のうち補助金充当額について報告をさせ、返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等相当額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告は、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となり、失念等による報告もれが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

<u>交付申請書の補助金申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費</u> から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出して下さい。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがあるため、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとしますが、②及び③に該当する者については、適格請求書等保存方式が開始されたこと等を受けて、補助事業の年度途中において課税事業者となる場合が想定されるため、取扱に注意してください。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③消費税簡易課税制度を選択している(簡易課税事業者である)補助事業者
- ④国又は地方公共団体(特別会計をもうけて事業を行う場合に限る。)、消費 税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち自己負担額が増加する等の理由から、消費税仕入控除税 額確定後の返還を選択する補助事業者
- ※補助対象経費区分毎の計算方法
- ①人件費(労務費)

補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし、人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。

- ②事業費等
  - (i) 事業費等の大半は課税仕入れであることを踏まえ、経費の合計額に

100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。

(ii)事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。

## ③一般管理費

- (i)一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合を乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。
- (ii) 積上げにより積算する場合、②(i) 同様に一般管理費の合計額に 100/110 を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。